

IV 関東森林管理局仕様書（抜粋）

1 総 則

- （１） この関東森林管理局造林事業仕様書（以下「作業仕様書」という。）は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- （２） これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- （３） 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 2 防火線刈払作業

（１）作業方法等

区域内、全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈り払いを行うものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払高はできるだけ地際に近い位置とし、刈払方法は全刈とすること。
- ② 刈払幅は事業内訳表のとおりとする。また、事前に監督職員の指示を受けること。
- ③ 刈払いに際しては、隣接する国有林内の植栽木を損傷しないよう注意し、刈払物については、国有林側に寄せておくこと。
- ④ 民地と隣接する箇所では、民地への誤刈払いや刈払物等の落下がないよう、境界線に注意し刈払いを行うものとする。なお、実施にあたり問題が生じるおそれがある場合は、事前に監督職員の指示を受けること。
- ⑤ 実施箇所内にある国有林境界標識は、あらかじめ位置を明らかにしてから、損傷のないよう周囲の刈払いを行うこと。また、国有林境界標識に刈払物等を被せないこと。
- ⑥ その他、本仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

（２）刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害予防対策指針」（平成21年7月10日基発0710第2号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業員にも守られる必要な措置を講じること。